貸付自粛ー本人申告（郵送用）

これを使えば　借り過ぎは　解決できる
～生活再建支援サービス～

1．貸付自粛はどんな制度？

生活に支障が生じる借金をおこなわないようサポートする目的で、自分の意思で、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、原則新しい借入ができなくなります。

一定期間経過すれば、自分の意思で撤回もできるので**金銭管理のサポートに役立て**てください。

（※**「クレジット契約」**は、**原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります**。**予めカード会社に影響の有無について確認してください**。）

2．貸付自粛は誰ができますか？

＊ **申告者が成人**の場合、**原則本人申告**となります。　（※成年後見人等の場合は、本人以外申告を参照してください。）

＊ 申告者が未成年者の場合は、親権者(法定代理人）が申告手続をできます。（※本人以外申告を参照。）

3．本人申告の手続のご案内　【重要】

(1) **必要書類（重要）**

① **申告書**
② **本人確認書類　２点(公的な身分証明書)**
③ **返信用切手　※受付書面の返信用　簡易書留郵送代**
④ **貸付自粛申告確認書　(申告理由がギャンブル等による場合は必要)**

＊「貸付自粛申告確認書」で申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

(2) **申告書の取得**

★以下、いずれかの方法で申告書を取得
＊協会ホームページから申告書をダウンロード
＊最寄りの支部に申告書の送付依頼連絡(下記５参照)

(3) **申告書の郵送**

＊協会の拠点支部あてに郵送（下記５参照）

(4) **申告書が支部に到着**

(5) **本人確認の電話**

＊原則、申告者の**携帯電話に連絡**します。(申告者のプライバシー保護のため)
★**本人確認の連絡が取れない**と「**不受理**」になりますので、注意してください。

(6) **本人確認完了**

＊ 自粛登録の入力処理

(7) **申告書の控えを郵送**

＊ 申告書記載の申告者の住所地に郵送されます。
＊ 受付印が押され、受理日の確認ができます
＊ 簡易書留で申告者宛てに郵送されます。(**必ずお受け取り下さい**)

(8) **申告書の控え到着**

＊ **受理日を確認する重要な書類**ですので**必ず保管**してください。
＊ 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から５年間以内となります。
＊ 登録日から**３か月を過ぎると撤回申告もできます**。

4．本人確認書類とは（概要）　【重要】

◆ 以下の書類の中うち、２点のコピーをとり、申告書に添付してください。
　※ 各書類に、「氏名」・「生年月日」・「住所」の３点記載のあるもの

＊ **運転免許証** （運転経歴証明書含む）	※ 変更事項があるときは裏面の写しも必要 有効期限内のもの
＊ **健康保険証** （国民健康保険、社会保険等の保険証）	※ 社保の保険証は裏面に申告者の住所を手書き記載必要 ※ 国民健康保険証の場合は、有効期限内のもの
＊ **マイナンバーカード** （住民基本台帳カード含む）	※ 裏面不要(個人番号の記載があるため)
＊ **障害者手帳** （身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等）	※ 有効期限内のもの
＊ **旅券(パスポート)**	※ 有効期限内のもの
＊ **在留カード・特別永住者証明書**	※ 有効期限内のもの
＊ **住民票（原本送付）**	※ 申告者のみの抄本可 ※ 発行日から６か月以内のもの ※ 本籍地、個人番号の記載は不要

★ 以上のほか、官公庁から発行・発給された書類で本人確認に用いることが可能な書類
　◆**通知カード、学生証や講習受講証などは本人確認書類として用いることはできません。**
　※有効期限内のもの
　※住民票等は**発行日から６か月以内のもの**
　（不明な点や詳細は、最寄りの支部にお問い合わせください。）

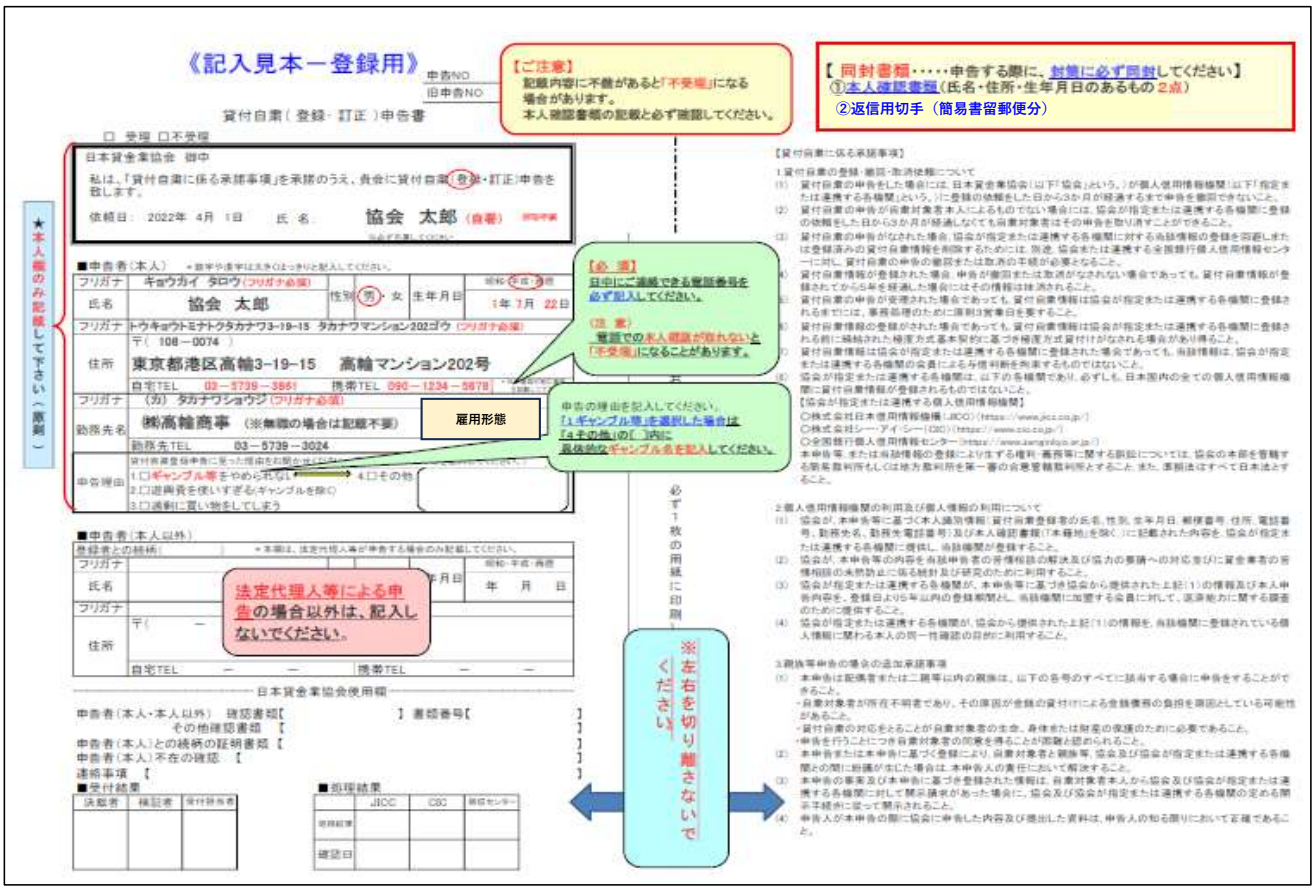

5．郵送先（協会支部）

★協会ホームページからの支部情報の詳細を確認する場合は、以下のサイトをご参照ください。

（ホームページTOP＞ 協会について＞ 【協会の概要】事務所の所在地）→　https://www.j-fsa.or.jp/association/summary/location_branch.php